

衛生処理センター脱水汚泥運搬業務委託仕様書

衛生処理センター脱水汚泥運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する衛生処理センター脱水汚泥運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

衛生処理センターで発生する脱水汚泥（以下「脱水汚泥」という。）を南部清掃工場及び北部清掃工場まで運搬するものとする。

2 業務日

この業務の作業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、発注者が要請した場合及び承認した場合は、この限りではない。

3 車両、運搬及び運搬量

- (1) 運搬車両は、10tダンプトラック（深ボデー、車高3.3メートル以下）とする。但し、ダンプ時に台車と荷台が分離しない構造となっているものに限る。
- (2) 脱水汚泥の運搬の日程については、別に定める「脱水汚泥運搬実施計画書」に基づき運搬することとし、前月に翌月分の計画を定めるものとする。ただし、計画に変更が生じた場合はその都度協議する。
- (3) 運搬する脱水汚泥1トン当たりの契約によるものとし、運搬量は概ね年間4,181トンで南部清掃工場へ約2,694トン、北部清掃工場へ約1,487トン運搬するものとする。（別紙運搬計画を参照）

ただし、脱水汚泥の発生状況により運搬量は増減することがある。

4 関係法令等の遵守

労働安全衛生法その他、本業務に関係ある法令及び条例等は、よくこれを遵守し、必要な届け出、手続等は受注者がこれを代行する。なお、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

5 運搬

- (1) 受注者は、脱水汚泥をホッパーから運搬車両に積載するときは、脱水汚泥が車両周辺にこぼれ落ちないようにしなければならない。
- (2) 衛生処理センターの作業の遅延を招かないために、受注者は脱水汚泥を発注者の指定する時間に遅滞なく確実に収集し、南部清掃工場及び北部清掃工場まで運搬するものとする。
- (3) 悪臭及び飛散防止のため、運搬中は荷台をシートで覆わなければならない。
- (4) 従業員の作業条件は、次のとおりとする。
 - ① 従業員は、軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
 - ② 従業員は、服装を整え、必ず安全帽のほか必要な保護具を着用しなければならない。
 - ③ 従業員は、発注者の指示又は許可なくして絶対に脱水汚泥ホッパー内に立ち入ってはならない。
- (5) 作業中事故を生じた場合は、速やかに発注者に報告するものとする。

6 計量

脱水汚泥の計量は、南部清掃工場及び北部清掃工場のトラックスケールで行うこと。

受注者は、運搬する車両の選定に当たっては、トラックスケール積載面サイズ（幅2.7m×長さ7.5m）に留意すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び本業務に必要と認められる事項は、発注者の指示に基づき適正に処理するものとする。